

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	令和 8 年 8 月28日	
【会社名】	朝日観光株式会社	
【英訳名】	ASAHIKANKO CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	取締役社長 手塚 勇貴	
【本店の所在の場所】	神奈川県鎌倉市今泉 5 丁目1026番地	
【電話番号】	0467 (43) 1367	
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 中野渡 正樹	
【最寄りの連絡場所】	神奈川県鎌倉市今泉 5 丁目1026番地	
【電話番号】	0467 (43) 1367	
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 中野渡 正樹	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式	
【届出の対象とした募集金額】	株主割当	179,956,050円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません	
【縦覧に供する場所】	朝日観光株式会社本社 (神奈川県鎌倉市今泉 5 丁目1026番地)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	35,991,210株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．本有価証券届出書による当社の普通株式（以下、「本普通株式」といいます。）に係る募集については、令和8年8月28日（以下、「本発行決議日」といいます。）開催の当社取締役会においてその発行（以下、「本株主割当増資」といいます。）を決議（以下、「本発行決議」といいます。）しております。

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
募集株式のうち株主割当	35,991,210株	179,956,050	179,956,050
募集株式のうちその他の者に対する割当	-	-	-
募集株式のうち一般募集	-	-	-
発起人の引受株式	-	-	-
計（総発行株式）	35,991,210株	179,956,050	179,956,050

（注）1．株主割当の方法により、基準日令和8年9月30日に当社の株主名簿に記載された株主に対し、所有株式1株につき新株式3株の割合で割り当てます。（当社の発行済株式総数12,000,000株から自己株式2,930株を控除した11,997,070株に対し、その3倍に相当する35,991,210株を割り当てます）

2．発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、その全額を資本に組入れます。資本組入額の総額は、本普通株式の発行に係る会社法上の増加する資本金の総額であります。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
5	5	1株	令和8年12月15日	-	令和8年12月18日

（注）1．株主割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2．発行価格は新株式1株あたり5円とし、発行価額の総額は179,956,050円となります。

3．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日までに後述の申込取扱場所まで引受けを申し出るとともに、払込期日までに後記の払込取扱場所へ発行価額を払い込むものとします。

4．申込期日までに引受けの申出がない場合、また払込期日までに発行価額の払込みがない場合は、本株式の割当てを受ける権利は消滅いたします。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
朝日観光株式会社 本社	神奈川県鎌倉市今泉5丁目1026番地

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 麹町支店	東京都千代田区麹町6丁目6番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

４【新規発行による手取金の使途】**（１）【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
179,956,050	6,685,823	173,270,227

（注）１．払込金額の総額（発行価額の総額）は、本株主割当増資による本普通株式の発行によるものであり、発行諸費用の内訳は、アドバイザー報酬費用、株式取扱事務委託費用、払込取扱事務委託費用、有価証券届出書作成事務他委託費用、登記費用及び登録免許税です。

２．発行諸費用の概算額は消費税等を含んでおります。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額については、金融機関からの借入金の返済、当社所有のゴルフ場施設の整備費用等、及び当社運営のゴルフ場のコースメンテナンス用機器等購入費用に使用する予定であります。なお、調達した資金は、実際の支出まで当社の銀行預金口座にて保有する予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
金融機関からの借入金の返済	104	令和９年４月以降
当社所有のゴルフ場施設の整備費用等	19	令和９年１月～５月
当社運営のゴルフ場のコースメンテナンス用機器等購入費用	50	令和９年１月～５月
合計	173	

<手取金の使途について>

金融機関からの借入金の返済

当社の金融機関からの借入金につき、約定通りの返済を継続した場合に令和９年３月末時点で借入金残高が104百万円となる見込みであり、手取金をこの借入金返済資金に充てる予定です。

当社所有のゴルフ場施設の整備費用等

当社が所有するゴルフ場（修善寺カントリークラブ）の高压電線・ケーブル等更新工事、及びコース外周フェンスの害獣対策費用、クラブハウス厨房設備の修繕工事費用に充てる予定です（19百万円）。

当社運営のゴルフ場のコースメンテナンス用機器等購入費用

当社が運営する二つのゴルフ場（鎌倉カントリークラブ及び鎌倉パブリックゴルフ場）におけるコースメンテナンス用管理機械の購入、タンク車等の購入費用等に充てる予定です（50百万円）。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第84期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（令和8年8月28日）までの間に生じた変更及び追加すべき事項はございません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（令和8年8月28日）現在においても変更の必要ないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第84期）	自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日	令和8年6月26日 関東財務局長に提出
---------	----------------	---------------------------	------------------------

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和8年6月11日

朝日観光株式会社

取締役会 御中

明 光 監 査 法 人

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

中村憲夫

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている朝日観光株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第84期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日観光株式会社の令和8年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(繰延税金資産の回収可能性)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、2026年3月31日現在、貸借対照表に繰延税金資産3,491千円を計上している。注記事項（税効果会計関係）に記載のとおり、繰延税金資産の総額214,622千円から評価性引当額 200,387千円及び繰延税金負債10,773千円が控除されている。 これらの繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識される。 繰延税金資産の回収可能性は、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断される。このうち、収益力に基づく将来の課税所得は、事業計画を基礎として見積られるが、将来の予測には不確実性を伴い、経営者による判断が繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす。 以上から、当監査法人は、経営者による繰延税金資産の回収可能性に関する判断が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、経営者による繰延税金資産に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 繰延税金資産の回収可能性の判断に関する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 (2) 将来課税所得の見積りの合理性の評価 収益力に基づく将来課税所得の見積りの合理性を評価するため、主に次の手続を実施した。 ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく会社分類の妥当性および近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれるかどうかに関する検討を行った。 ・繰延税金資産の回収可能性の判断に使用された課税所得の見積りについて、取締役会で承認された事業計画との整合性を確認した。 ・過年度の事業計画と実績との比較を行い、会計上の見積りの偏向の有無及び事業計画策定の精度について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するために対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１、上記の監査報告書の原本は当社が別途保管している。

２、XBRLデータは監査の対象に含まれていない。